

川越市土木工事共通仕様書

(趣旨)

第1条 この共通仕様書は、川越市建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、請負工事(以下「工事」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この共通仕様書は、川越市(以下「発注者」という。)が発注する土木工事に適用する。

(監督員の職務と権限)

第3条 監督員の職務と権限は、川越市建設工事標準請負契約約款、川越市工事監督要綱によるものとする。

(施工計画書の省略)

第4条 受注者は、埼玉県土木工事共通仕様書に定める工事のほか、請負代金額500万円未満の工事について、監督員と協議の上、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。

(建設副産物)

第5条 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)等に基づき、以下の対象工事について、工事着手前に「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部を発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、各1部を発注者に提出するとともに記録を保存しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(1) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事

(以下のいずれかに該当する工事)

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石(再生材を含む。)を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む。)を搬入する工事
- ④ 請負代金額100万円以上の工事

- (2) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事
(以下のいずれかに該当する工事)
- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200t以上搬出する工事
 - ③ 請負代金額100万円以上の工事
- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付しなければならない。
- なお、建設廃棄物の処分に当たり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付すること。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付すること。
- 3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けなければならない。(電子マニフェストは写しを提出すること。)
- また、工事検査時に原本を提示すること。(電子マニフェストは写しを提出すること。)

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講じなければならない。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体の方法について記載した資料「分別解体等の計画書」等を作成し、発注者に説明するとともに施工計画書に添付しなければならない。

3 受注者は、建設リサイクル法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する「法律第13条に基づく書面」を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、提出された書面は工事請負契約書に綴り込むものとする。

4 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定による「再資源化報告書」を作成し発注者に報告しなければならない。

また、「特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録」を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法に定める「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 5 受注者は、工事の施工に当たって、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(建設発生土の搬出)

第7条 受注者は、施工計画書に建設発生土の処分計画を添付しなければならない。

2 受注者は、建設発生土の処分に当たり、建設発生土の処分受入先との契約書等の写しを処分計画書に添付しなければならない。

3 受注者は、建設発生土の処分が完了したときは、建設発生土の受入先の受入証明書等により、発注者に報告しなければならない。

4 受注者は500m³以上の建設発生土を搬出する場合、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例により、20日前までに「土砂の排出の届出書」を埼玉県西部環境管理事務所へ提出しなければならない。

5 受注者は、川越市内において建設発生土を500m³以上の範囲でたい積する場合、川越市土砂のたい積等の規制に関する条例により、事前に川越市環境部産業廃棄物指導課と協議しなければならない。

また、川越市外にたい積する場合は、該当地域の担当機関と協議しなければならない。

(環境対策)

第8条 受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを理解し、工事施工時等に環境に配慮するよう努めなければならない。

(工事施工管理及び品質管理)

第9条 工事施工管理及び品質管理は、埼玉県土木工事实務要覧に規定する土木工事施工管理基準、品質管理基準を準用するものとし、特に定めのない事項については、監督員と協議の上行うものとする。

(工事検査)

第10条 工事検査は、川越市工事検査規則に基づき行うものとする。

(舗装切断時に生じる濁水)

第11条 アスファルト舗装版切断時に発生する濁水については、「川越市舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書」の定めるところによる。

(溶融スラグ入りアスファルト合材)

第12条 溶融スラグ入りアスファルト合材の使用にあたっては、「川越市溶融スラグ入りアスファルト合材使用に関する特記仕様書」の定めるところによる。

(異常天候時等の対応)

第13条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに作業を中止し、工事区域並びにその周囲及び作業員等の安全を確保するための措置を講じなければならない。

- ① 気象警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪)が発令されたとき
- ② 緊急地震速報が発令されたとき
- ③ 震度4以上の地震が発生したとき
- ④ その他監督員が指示したとき

2 受注者は、作業中止に至った場合、安全確保のための措置、工事区域及びその周辺の状況を監督員に報告しなければならない。

なお、震度3以上の地震が発生した場合、工事区域を点検し、異常が認められる場合は、監督員に報告しなければならない。

3 受注者は、作業中止に至った後、作業を再開しようとするときは、監督員に連絡しなければならない。

なお、大雨警報及び特別警報に土砂災害警戒、浸水被害等の特記事項が付されている場合は、崩落や浸水等の危険がある工事等を施工してはならない。

(着工前調整会議)

第14条 請負代金額が500万円以上の工事は、川越市ワンデーレスポンス制度の対象工事として、着工前調整会議を監督員の指示のもと行うものとする。

2 発注者は、この会議において、川越市ワンデーレスポンス制度の主旨、実施要領について、受注者に周知しなくてはならない。

(法定外の労災保険)

第15条 受注者は、通常付保する工事保険、火災保険以外に、請負工事に係る法定外の労災保険を付保しなければならない。

(その他)

第16条 この共通仕様書及び別に定める特記仕様書において定めのない事項については、発注者、受注者が協議して定める。

附則

この共通仕様書は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この共通仕様書は、令和5年1月1日から施行する。